



平成25年5月15日

各 位

上場会社名 瀧上工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀧上 晶 義
コード番号 5918
上場取引所 東証・名証（第2部）
問合せ先責任者 執行役員管理本部長 瀧上 定 隆
(電話番号 0569 - 89 - 2101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第76回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社における今後の事業展開に備えるため、第2条の目的事項を追加するものであります。
- (2) 株主の皆様に対する利益還元を機動的に実施することを目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、中間配当ができる旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～6 (省 略) (新 設) <u>7. その他前各号に附帯する一切の事業</u>	(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～6 (現行どおり) <u>7. 発電および電気の供給に関する事業</u> <u>8. その他前各号に附帯する一切の事業</u>
(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受取られないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> (新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第43条 (現行どおり) (削 除) <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(中間配当)</u> 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(新 設)	<u>(配当金の除斥期間等)</u> 第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受取られないときは、当社はその支払の義務を免れる。
(新 設)	2. 未払いの配当金には、利息をつけない。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成25年6月27日（木曜日）

定款変更の効力発生日

平成25年6月27日（木曜日）